

(第一部分)

第二十八回 參議院内閣委員会会

昭和三十三年二月十七日(月曜日)午前  
十一時九分開会

卷之三

十二月二十三日委員永岡光治君辞任につき、その補欠として松澤靖介君を議長において指名した。  
一月二十日委員荒木正三郎君、松澤靖介君及び森中守義君辞任につき、その補欠として永岡光治君、松本治一郎君及び矢嶋三義君を議長において指名した。

二月十三日委員苦米地義三君辞任につき、その補欠として伊能繁次郎君を議長において指名した。

二月十四日委員伊能繁次郎君辞任につき、その補欠として苦米地義三君を議長において指名した。

出席者は左の通り。  
委員長 理事 藤田 進君

上原正吉君  
大谷藤之助君  
永岡光治君

○国防会議の構成等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○厚生省設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○自治局設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○本委員会の運営に関する件

○委員長（藤田進君）これより内閣委員会を開会いたします。

ます、前回以後の委員の異動について御報告いたします。

去る十二月二十日、下條康麿君が辞任され、補欠として大野木秀次郎君が選任されました。一月二十九日、大河野一郎君、郡祐一君、正力松太郎君が辞任され、後任として近藤鶴代君が委員に選任されました。十二月二十三日、永岡光治君が辞任され、補欠として松澤靖介君が選任されました。大野木君が辞任され、後任として近藤鶴代君が委員に選任されました。一月二十日、永岡君が再び委員に選任されました。

一月二十日、荒木正三郎君及び森中守義君が辞任され、後任として松本治一郎君及び矢嶋三義君がそれぞれ委員に選任されました。一月三十日、常岡一郎君が辞任され、後任として島村軍次君が委員に選任されました。二月十三日、若林地義三君が辞任され、補欠として伊能繁次郎君が選任されました。が、翌十四日、伊能君が辞任され、若林地君が再び委員に復帰されました。

以上、御報告いたします。

○委員長（藤田進君）それでは、これより議事に入ります。

○青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○統計法等の一部を改正する法律案（内閣提出）

○内閣提出の会議に付した案件

○理事の補欠互選

○内閣官房長官 愛知 捷一君

○総理府総務長官 今松 治郎君

○國務大臣 堀木 錦三君

○國務大臣 石井光次郎君

○國務大臣 河野 一郎君

○國務大臣 郡 祐一君

○國務大臣 正力松太郎君

○政府委員 厚生大臣 堀木 錦三君

○政府委員 岩村 軍次君

○政府委員 八木 幸吉君

○國務大臣 松本治一郎君

○國務大臣 矢嶋 三義君

○國務大臣 島村 軍次君

○國務大臣 松村 秀逸君

○國務大臣 伊藤 顯道君

○國務大臣 田畠 金光君

○國務大臣 千葉 信君

○國務大臣 前田佳都男君

○國務大臣 田中 啓一君

○苦米地義三君

○内閣法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○経済企画庁設置法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

○内閣法の一部を改正する法律案（内閣送付、予備審査）

まず、理事補欠互選の件についてお詫びいたします。  
ただいま御報告いたしました通り、  
永岡光治君及び常岡一郎君の委員辞任  
に伴いまして、現在理事に二名の欠員  
を生じておりますので、この際その補充  
を互選を行いたいと存じます。  
互選の方針は、前例により、委員長  
の指名に御一任願いたいと存じます  
が、御異議ございませんか。

国会で国家行政組織法の一部を改正する法律が成立了しました際に、「統計基準部長」の字句が修正漏れになつておりましたのを、改めようとするものであります。

以上二点につきまして、統計法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨につきまして概略御説明いたしましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得ますようお願いいたします。

国会で国家行政組織法の一部を改正する法律が成立いたしました際に、「統計基準部長」の字句が修正漏れになつておりましたのを、改めようとするものであります。

以上二点につきまして、統計法等の一部を改正する法律案の提案理由及び要旨につきまして概略御説明いたしましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同を得ますようお願ひいたします。

○委員長(藤田進君) それでは、以下予備審査ではありますが、次に、青少年問題協議会設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○政府委員(今松治郎君) たいだま議題になりました青少年問題協議会設置法の一節を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の概略を御説明申し上げます。

青少年問題協議会は、御承知のように、第五回国会における衆議院の「青少年犯罪防止に関する決議」及び參議院の「青少年の不良化防止に関する決議」に即応して設置されたのであります。そして、その後第十六回国会において成立いたしました青少年問題協議会設置法によりまして、その任務と性格が一そく明確にされ、青少年問題に関する各種の対策を推進して参ったたのあります。

もとより、青少年問題に関する施策は、国におきましては、それぞれの設置法に示された事項について、各省庁において実施いたしておりますが、



現在、国防会議事務局は、局長一名、参事官三名その他事務職員等、計十三名であります。事務局の業務を円滑に処理するため、参事官一名を増員いたす必要があると認めまして、これに伴う法律の改正をお願いいたすこととしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願いいたします。

境衛生關係行政の一体的、効率的遂行

の引揚援護局において処理することとしたまゝにして、これを廢止しようとするものであります。

次に、本法律案の内容の要旨について御説明申上げます。

財政再建促進特別措置法の施行により、自治庁に設置され、財政再建債の消化を促進に努めて参ったのであります。

れを廢止することいたしたのであり

以上が自治庁設置法の一部を改正す

ります。何とぞ慎重御審議の上、すみ

上古文。

きましては、次回に延期することにい

○委員長(藤田進君) 本日、委員の異

動がございましたので、御報告いたします。

西田隆男君が辞任され、補欠として前田桂都男君が選出されました。

〔速記中止〕速記をとめて。

○委員長(藤田進君) 速記をつけで。

事会を開きまして、定期日についてど

論を持ちましたので、お詫びいたしま

それは、従来、当委員会は火、木、

とになつてゐる模様でありますので、

も明日以後の予定はそういうことに頼

あります。ただし、今週につきまして

会するといったしまして、金曜日は特に

意見が一致いたしました。

現在、国防會議事務局は、局長一名、参事官二名その他事務職員等、計十三名であります。が、事務局の業務を円滑に処理するため、参事官一名を増員いたす必要があると認めまして、これに伴う法律の改正をお願いいたすことにとしたのであります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛同あらんことをお願ひいたしま

○委員長(藤田進君) 次に、厚生省設置法の一部を改正する法律案について、御説明を願います。

○国務大臣(堀木録三君) ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由を御説明申し上げます。

この法律案は、厚生省の内部部局のうち、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けるとともに、地方支分部局のうち、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することを、そのおもな内容とするものであります。

まず、改正の第一点は、公衆衛生局を予防局及び環境衛生局の二局に分けることであります。御承知のことく、国民の生活環境に関する諸問題は、近年、高度に複雑化しつつあります。常に健康で明るい国民生活を増進し、育成するために、現在及び将来において広範な領域にわたる環境衛生行政を積極的に推進すべき必要性がきわめて高く、また、昨年来環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の施行に伴う事務の質的、量的加重傾向に対処する必要がありますので、現行の公衆衛生局環境衛生部が分掌しております環

境衛生関係行政の一體的、効率的遂行を確保するとともに、その責任体制の明確化をはかるため、独立の部局として環境衛生局を設置しようとするものであります。これによりまして、現行の公衆衛生局は、予防衛生部門を主として担当することとなります。が、医療保障達成の見地から、結核対策を初めとする予防衛生諸施策をより強力に推進することとして、これが所掌部局も予防局とし、もって公衆衛生行政の二つの大きな分野である環境衛生行政並びに予防衛生行政の積極的、効率的な運営処理を期し、国民の公衆衛生のよきそな向上及び増進に資したい所存であります。

改正の第二点は、舞鶴地方引揚援護局並びに復員連絡局及び同支部を廃止することであります。舞鶴地方引揚援護局は、昭和二十年十一月に設置され以来、上陸地における応急援護機関として、もっぱら海外からの集団引揚者の受け入れ援護に当つてきました。が、未帰還者の状況から判断いたしまして、現在なお相当数の邦人が残留していると思われます。韓太地区からの帰国希望者も、本年十一月までには本邦に引き揚げることができる見込みであり、その後は個別の引揚に移る見通しが得られるに至りましたので、本年十一月十六日以降同局を廃止することとしたものであります。また、復員連絡局及び復員連絡局支部は、もとの陸軍に属しておりました軍人軍属の復員手続等の事務を分掌する機関でありますが、復員関係事務の縮減により、昭和三十三年度以降は独立の機関として存置する必要がなくなりましたので、同機関の所掌事務はすべて本省

の引揚援護局において処理することといたしまして、これを廢止しよろとするものであります。

なお、以上の改正につきまして、公衆衛生局を分けて予防局及び環境衛生局とする部分は本年四月一日から、復員連絡局及び同支部の廢止は行政機関職員定員法による引揚援護局関係職員の縮減の時期に合せまして本年五月十六日から、舞鶴地方引揚援護局の廢止はささらに六ヵ月後の本年十一月十六日から施行することといたしておりますので、この法律案も、これら三つの時期ごとにそれぞれ取りまとめ、三カ条を期に分けて規定した次第であります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

次に、本法律案の内容の要旨について御説明申し上げます。

第一は、長官官房に官房長を置こうとすることがあります。自治庁の所轄事務が増加して参つたことに伴い、所管行政の総合調整を強化し、また、国會及び地方公共団体との間の連絡を緊密にする等の必要が増大して参りましたので、これらの活動の円滑化を期するため、長官官房に官房長を設置することといたしたのであります。

なお、これに関連いたしまして、在長官官房の所掌とされている地方財政再建促進特別措置法関係の事務を財政局の所掌に移す等、長官官房と財政局の所掌事務に調整を加えることとしたのであります。

第二は、学識経験者のうちから任命される参事について、新たに任期を定めようとしております。参事は、自治府の重要な庁務に関する議会の議長の全般的連合組織の代表者並びに学識経験者のうちから、内閣総理大臣が任命することになつております。参事のうち地方公共団体の長及び議会の議長の全国的連合組織の代表者のうちから任命される者は、各連合組織における代表者の改選に伴い、隨時交代いたしておるのであります。参事制度の経験にかんがみ、学識経験者のうちから任命される者につきまして、適切な時期に更新し得る道を開くことを必要と考え、二年の任期を定めることにいたしたのであります。

第三は、財政再建債消化促進審議會を廃止しようとしてあります。同審議會は、昭和三十一年十二月、地主

財政再建促進特別措置法の施行により自治府に設置され、財政再建債の消化を促進に努めて参ったのであります。その任務を終了いたしましたので、これを廃止することいたしたのであります。

以上が自治府設置法の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。何とぞ慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申上げます。

○委員長(藤田進君) 残余の案件につきましては、次回に延期することにいたします。

○委員長(藤田進君) 本日、委員の異動がございましたので、御報告いたします。

西田隆男君が辞任され、補欠として前田佳都男君が選任されました。

速記をとめて。

○〔速記中止〕

○委員長(藤田進君) 速記をつけて。

○委員長(藤田進君) この際、先刻理事会を開きましたて、定例日について一応の結論をするかということについて一応の結論を持ちましたので、お詫びいたしましたといふと考えております。

それは、従来、当委員会は火、木、金、ただし金曜日は午後、こういうことになつてゐる様子でありますので、御検討を理事会でせられた結果、今後も明日以後の予定はそういうことに因る形をしたらどうだろとかといふことばかりあります。ただし、今週につきましては、明日火曜日、それから木曜日を除く今週は委員会を開かないということになりました。

意見が一致いたしました。



第一八〇号	昭和三十二年十二月二十一日受理	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 佐賀市松原町財團法人 佐賀県遺族厚生連盟会 長 桜井義暢外三万三千三百二十七名	請願者 佐賀市松原町財團法人 佐賀県遺族厚生連盟会 長 桜井義暢外三万三千三百二十七名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第三四九号	昭和三十三年一月六日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 杉原 荒太君	請願者 名古屋市東区矢田町六ノ三三東区遺族連合会 内 原錦太郎外八千七百七十四名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第一四一号	昭和三十二年十二月二十三日受理	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 山本 米治君	請願者 愛知県宝飯郡音羽町大字長沢字下市三〇 渡辺隆次外九百二十八名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第三五〇号	昭和三十三年一月六日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(七通)	紹介議員 大谷 賢雄君	請願者 愛知県中島郡稻沢町中島郡遺族連合会内 横井美之外一万三千三百七十四名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第一二九号	昭和三十二年十二月二十四日受理	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(二通)	紹介議員 山本 米治君	請願者 大分県宇佐郡四日市町八幡区遺族会内 中島種次外一名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第三五一号	昭和三十三年一月六日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 大谷 賢雄君	請願者 新潟県西蒲原郡吉田町大字吉田五、七二八 宇佐美熊一外二千三百二十四名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第一四〇号	昭和三十三年一月十三日受理	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(二通)	紹介議員 小柳 牧衛君	請願者 群馬県高崎市大字拝母字高櫻越五、杉山政一外七千九百四十六名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四一〇号	昭和三十三年一月十六日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(四通)	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県豊田郡額田町大字大代額田郡遺族連合会内 松井連外二千九百三十名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四一四号	昭和三十三年一月十六日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(四通)	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県豊母市大字拝母字高櫻越五、杉山政一外七千九百四十六名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四五号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県豊母市大字拝母字高櫻越五、杉山政一外七千九百四十六名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四一九号	昭和三十三年一月十七日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(三通)	紹介議員 山本 米治君	請願者 岩手県盛岡市内丸五八話課内 岩手県厚生部世話課内 梅津松夫外二万一千二百八十八名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四〇〇号	昭和三十三年一月十三日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(三通)	紹介議員 川村 松助君	請願者 新潟県柏崎市枇杷島一、二八一、西須久雄外二千九百四十九名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第三七二号	昭和三十三年一月九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(五通)	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県南設楽郡新城町東入船一一八八楽遺族連合会内 本田九穂外一千二百二十五名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四二八号	昭和三十三年二月十八日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 大谷 賢雄君 山本 米治君	請願者 愛知県海部郡美和村大字二ツ寺海部郡道府連合会内 原実外二千九百十七名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第三九九号	昭和三十三年一月十三日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願(二通)	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県小牧市大字岩崎二、四八一東春地区遺族連合会内 丹羽欽治外一万余八百三十三名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四四号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県豊母市大字拝母字田城三二、大橋金男外七百三十八名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四五号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 草葉 隆圓君	請願者 愛知県豊母市大字拝母字田城三二、大橋金男外七百三十八名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四六号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 幸嘉	請願者 岡山県議会議長 菅野鶴代君	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四七号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 近藤 鶴代君	請願者 岡山県議会議長 菅野鶴代君	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。
第四四八号	昭和三十三年一月二十九日	戦没者遺族の公務扶助料増額等に関する請願	紹介議員 細野文一外五千六百二十七名	請願者 細野文一外五千六百二十七名	受理	この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

請願者 名古屋市中区大池町六  
ノ二六 花井義三郎外  
千五百名

紹介議員 草葉 隆國君

この請願の趣旨は、第二九号と同じである。

第七二号 昭和三十二年十二月二十日受付

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 滋賀県大津市梅林町六  
八八一 滋賀県傷痍軍人会内  
人会内 沢幸吉

紹介議員 村上 義一君

昭和二十八年恩給法の一部が改正された現行のように増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになつたが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されてもかかわらず傷病恩給のみは一銭の増額もなくすえ置かれていることは不合理であるから、(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)傷病恩給に内在せる不均衡(閑差又は過減率)を田法による間差(過減率)のとおり是正すること、(三)家族加給は現在員数に支給すること等の改正措置を講ぜられたいとの請願。

第八号 昭和三十二年十二月二十日受付

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 熊本市御幸町一九熊本県内熊本県傷痍軍人会内 戸次正元

紹介議員 寺本 廣作君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二六七号 昭和三十二年十二月二十三日受付

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 神戸市生田区中山手通二丁目兵庫県社会事業会館内財團法人兵庫県傷痍軍人会長 藤井八郎

紹介議員 岡崎 真一君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第二九八号 昭和三十二年十二月二十五日受付

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 岡山市石岡町七一岡山県傷痍軍人会内 横山

紹介議員 近藤 鶴代君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三七〇号 昭和三十三年一月九日受理

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 名古屋市千種区猪高町大字上社 牧野義一

紹介議員 草葉 隆國君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三九八号 昭和三十三年一月十三日受付

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 熊本市御幸町一九熊本県内熊本県傷痍軍人会内 戸次正元

紹介議員 寺本 廣作君

請願者 三重県松阪市大黒田新道四二五 松村黄次郎

紹介議員 斎藤 昇君

国家公務員等退職手当暫定指掌法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡牛根村牛根郵便局内 広浦七郎

紹介議員 光村 勉助君

元日本政府の外地郵政職員であつて、配船の都合或は連合軍に留用のため帰国が遅れ、または歸國後定員關係その他的事情で再採用に一年以上の期間

精神性にもどるものであるから、(一)昭和二十八年十二月以前に給与事由を生じた文官恩給の仮定期間を一万五千円給与水準に改訂すること、(二)昭和三十一年六月公布の法律第一四九号中に規定された諸制限条項を撤廃すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 宮城県白石市福岡城本四七 真柄光喜

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第七三号 昭和三十二年十二月二十一日受付

元外地鐵道職員に関する恩給法等の特例制定に関する請願

請願者 東京都千代田区丸ノ内丸ビル五階五九四区財團法人大陸鐵道從事員援護会長 堀木謙三

紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三七二号 昭和三十三年一月九日受理

傷病者の增加恩給増額等に関する請願

請願者 大字上社 牧野義一

紹介議員 草葉 隆國君

この請願の趣旨は、第七二号と同じである。

第三八号 昭和三十二年十二月二十一日受付

恩給改訂に関する請願

請願者 兵庫県豊岡市下宮七九六名

紹介議員 成田 一郎君

寒冷地手当の支給額改正に関する請願

紹介議員 小林 孝平君

第三一七号 昭和三十二年十二月二十一日受付

紹介議員 小林 孝平君

国家公務員等退職手当暫定指掌法施行令中引揚者の外地勤務期間通算是正に

まにすえ置くと、退職時の新旧により恩給額の不均衡を生じ、公正を旨とするべき政治原則に背くこととなる。こと

に支給額を若年に厚く老年に薄くするような若年減額を立前とする恩給法の精神にもどるものであるから、(一)昭和二十八年十二月以前に給与事由を生じた文官恩給の仮定期間を一万五千円給与水準に改訂すること、(二)昭和三十一年六月公布の法律第一四九号中に規定された諸制限条項を撤廃すること等の立法措置を講ぜられたいとの請願。

請願者 新潟県朝日村の寒冷地手当級地是正に関する請願

第三二七五号 昭和三十三年一月十日受付

請願者 新潟県岩船郡朝日村長 遠山谷弘外十五名

紹介議員 小林 孝平君

新潟県朝日村は、昭和二十九年十月旧館腰村、三面村、高根村、袴沢村、蘆野町村の五箇村が合併した村で、現行

寒冷地手当の級地区分は全地域四級地となつてゐるが、旧高根村、三面村、

塔野町村は大部分、猿沢村、館腰村の一部は山間部で特に積雪量が多く寒冷地帶であるから、五級地に指定せられたいとの請願。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律は、制定以来今日まで幾多の改善が加えられて必要な対策がとられてきたが、現行制度は最低必要限度以下のものであり、かつ制度に含まれる幾多の不合理は放置され何等解決のための方途も講ぜられていない。しかし幸い第二十六国会において寒冷地手当、石炭手当、薪炭手当の改善を図りすみやかに実施するごとに、との附帯決議がなされたのであるから、同法第二条第一項の百分の二十の四箇月分を百分の二十五の四箇月分に改正せられると共に、総理府令第三級地八割（三級地六割、二級地四割、一級地二割）に改正せられたいとの請願。

第三八四号 昭和三十三年一月十一日受理  
旧日本医療團職員の恩給等に関する請願（二通）  
紹介議員 湯山 勇君  
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四二六号 昭和三十三年一月十八日受理  
旧日本医療團職員の恩給等に関する請願（二通）  
紹介議員 小酒井義男君  
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第四五〇号 昭和三十三年一月二十日受理  
東北開発局設置に関する請願  
紹介議員 海野 三朗君  
この請願の趣旨は、第三八四号と同じである。

第五〇八号 昭和三十三年一月二十二日受理  
東北開発の大事業を推進するため、総理府の外局として東北開発局設置を要請してきたが、とりあえず開発局設置を前提として早急に経済企画庁に東北開発にに関する各種施策を専管する東北開発局を設置せられたいとの請願。

第七日受理

七日受理

第五三二号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 大阪府豊中市麻田一国 立療養所刀根山病院 内 渡辺三郎 紹介議員 義詮君 荒木正三郎君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	立愛知療養所内 小林 謂外三名 紹介議員 青柳 秀夫君 中山 福藏君 左藤 中山 福藏君 左藤 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三三号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 群馬県渋川市金井一、八五四国立療養所大日向 舟内 西野竜吉 紹介議員 伊能 芳雄君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	寺字大向北一ノ一国立板西療養所内 森秀一 紹介議員 三木與吉郎君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三四号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 栃木県宇都宮市駒生町 八三四国立療養所内 最上修二 紹介議員 戸叶 武君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	横浜市南区下永谷町 一〇五四国立療養所内 隆圓君 紹介議員 勝俣 稔君 草葉 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三五号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 青森県南津軽郡浪岡町 幸平野 一五五国立岩木 療養所内 千田唯一 紹介議員 笠森 順造君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	静岡市東八八六国立療養所塗山莊内 尾高憲 紹介議員 松永 忠二君 藤原 作道子君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三六号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 石川県河北郡森本町 本勇 林屋龟次郎君 紹介議員 本勇 林屋龟次郎君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	大坂府泉南郡泉南町信達牧野一、五六六国立療養所大阪厚生園内 濱良好澄外一名 紹介議員 左藤 義詮君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三七号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 上清戸六一三国立療養所内 島村喜久 請願者 東京都北多摩郡清瀬町 有馬 英二君 紹介議員 有馬 英二君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する請願 新潟飛行場の自衛隊使用反対に関する請願(二通) 請願者 新潟市流作場宮浦新潟 飛行場拡張反対期成同 請願者 新潟市流作場宮浦新潟 飛行場拡張反対期成同 紹介議員 清澤 俊英君 請願者 新潟市流作場宮浦新潟 飛行場拡張反対期成同 紹介議員 清澤 俊英君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五三九号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 愛知県知多郡大府町大字森岡字源吾四ノ五國 紹介議員 笠森 順造君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	島四、〇六六国立岡山療養所内 市村丑雄 紹介議員 秋山 長造君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五四〇号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 京都市右京区鳴滝国立宇多野療養所内 日下 部周利 紹介議員 井上 清一君 大野木 秀次郎君 小西 英雄 君 藤田藤太郎君 竹中 勝男君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	島四、〇六六国立岡山療養所内 市村丑雄 紹介議員 秋山 長造君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五四三号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 東京都千代田区神田岩本町三全国調達厅職員 労働組合内 岡部十三郎外八名 紹介議員 荒木正三郎君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	島四、〇六六国立岡山療養所内 市村丑雄 紹介議員 秋山 長造君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五四四号 昭和三十三年一月二十 八日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 大阪府泉南郡泉南町信達牧野一、五六六国立療養所大阪厚生園内 濱良好澄外一名 紹介議員 左藤 義詮君 この請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。	島四、〇六六国立岡山療養所内 市村丑雄 紹介議員 秋山 長造君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。
第五四五号 昭和三十三年一月二十 九日受理 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願 請願者 新潟市流作場宮浦新潟 飛行場拡張反対期成同 紹介議員 清澤 俊英君 聞くところによると、防衛廳においては新潟飛行場の返還後は同飛行場に航空團を新設し滑走路の拡張を計画しているようであるが、如何なるかたちにふせよ軍事目的に使用されることとは県民にとつて大きな悲しみと深い憤りを	島四、〇六六国立岡山療養所内 市村丑雄 紹介議員 秋山 長造君 旧日本医療団職員の恩給等に関する請願の趣旨は、第五〇八号と同じである。









同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 学識経験者のうちから任命される参与の任期は、二年とする。但し、再任されることがある。

第八条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の二項を加える。

自治庁に、参与十人以内を置く。

第九条中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号を削り、同条第十九号中「他部」を「他局」に改め、同号を同条第十七号とす。

第十二条第一号中「地方税、入場譲与税、地方道路譲与税、特別とん税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道府県交付金、公社有資産所在市町村納付金、公社有資産所在都道府県納付金、及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に属するものを除く。」を企画し、及び立案すること。」を「企画し、及び立案すること。(税務局の所掌に属するものを除く。)」に改め、同条第十号を同条第十三号とし、同条第九号の次に次の三号を加える。

十一 地方公営企業法（昭和二十九年法律第二百九十二号）の施行に關すること。

十一 地方公共団体の財務に關係ある事務について報告を徵収し、調査し、及び助言すること。

十二 地方財政再建促進特別措置法の規定により地方公共団体の財政再建計画及びその変更を承認し、並びに同法の規定によ

り、財政再建団体について、その財政を監査し、及び財政運営の改善のための措置等をすること。

第十五条第四項中「とすること。」を「とする。」に改める。

第二十三条の二に見出しとして「新市町村建設促進中央審議会」を附する。

第二十四条の二を削り、第二十四条の三を第二十四条の二とする。

附 則  
1 この法律は、昭和三十三年六月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に参与である者で、学識経験者のうちから任命されたものは、改正後の第八条第三項の規定により任命されたものとみなし、その任期は、この法律の施行の日から起算する。

3 地方財政再建促進特別措置法（昭和三十年法律第二百九十五号）の一部を次のよう改正する。

第十六条 削除

この法律は、公布の日から施行する。

五の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定に關すること。

五の三 國際経済協力に關する基本的な政策及び計画の企画立案及び総合調整に關すること。

第六条（見出し）を含む。」中「総合開発局」を「計画局」に改める。

第三条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号中「二以上の行政機関」を「前号に掲げるものの外、二以上の行政機関」に改め、同号を同条四号を第二号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱の策定第四条第十三号の次に次の二号を加え、同条第十九号中「前五号」を「第十三号の二及び第十五号から前号まで」に改める。

十三の二 経済全般の運営の基本方針及び毎年度の経済計画大綱を策定すること。

二 国民所得及び国富の調査及び分析に關すること。

三 前二号に掲げるものの外、經濟に關する総合的かつ基本的な事項の調査及び研究に關すること。

第十二条の二 経済研究局においては、左の事務をつかさどる。

（経済研究局の事務）

第十一条の二 経済研究局は、左の事務をつかさどる。

（農業調整部長）を「経済企画庁調整局」に改める。

第八条第一項第二号中「経済審

議局」に改める。

二 法律第八十一条の二 経済審議局に改める。

二 法律第八十一条の二 絏審議局に改める。

二 法律第八十一条の二 終審議局に改める。

昭和三十三年二月二十日印刷

昭和三十三年二月二十一日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局